

岩石採取期間を定める事務処理要領

(目的)

第1 この要領は「岩石採取計画認可申請及び変更手続き要領」4に定める採取の期間について、定めるものとする。

(採取期間)

第2 採取期間を次のように定める。

区 分	採 取 期 間
新 規	3年以内 ただし、新たに岩石採取を行う者が当該申請に係る認可日前3年間に採石法第33条の規定による認可を受けずに岩石を採取した場合は1年以内とする。
継 続	4年以内

2 継続して岩石採取の認可を受ける者が、採取期間について4年を超え6年以内（以下「特例措置」という。）を希望するときは、別に定める岩石採取場評価要領（以下「評価要領」という。）に基づき、次表により決定した期間を採取期間とする。

平均評価点	採取期間
4.5以上（評価2以下がないこと）	6年以内
4.0以上（評価2以下がないこと）	5年以内

3 第1項及び第2項の規定に関わらず、岩石採取計画認可申請時における認可（以下「現認可」という。）採取期間内において次に掲げる事項（以下「短縮事項」という。）の一に該当する事実がある場合にあっては、当該申請における採取期間を、現認可期間から1年以内の期間を減じたものとする。ただし、現認可期間が特例措置によるものであるときは、4年以内とする。

ア 採石事業に係る重大な災害を発生させた場合。

イ 法第32条の10、法第33条の9又は法第33条の13の規定に基づく処分を受けた場合。

ウ 立入検査等における度重なる指示に従わなかった場合及び法第33条の8の規定違反による文書指示を受け従わなかった場合。

エ 岩石採取に関連して、関係法令による改善命令又はそれと同等以上の処分を受けた場合。

(特例措置)

第3 採取期間の特例措置を受けようとする者は、現認可期間が満了する原則150日前までに、特例措置申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は前項の申請書が提出された場合は、現認可の採取計画について、評価要領に基づき速やかに現地調査を行い、採取期間を決定するとともに特例措置決定通知書（様式第2号）をもって申請者に通知する。

3 前項の通知を受けた者は、通知された採取期間以内での岩石採取計画書を作成し、認可申請を行うものとする。

(短縮期間)

- 第4 知事は、岩石採取事業者が短縮事項の一に該当すると認めた場合には、短縮措置決定通知書（様式第3号）をもって当該事業者へ通知する。ただし、当該決定通知書を、特例措置申請がなされた後に行う必要がある場合には、特例措置決定通知書をもってこれに代えることができる。
- 2 特例措置の決定通知後から現認可の採取期間終了日までの間に、短縮事項の一に該当する事実が発生した場合は、次の認可期間内に発生したものとみなす。
- 3 第1項の通知を受けた者は、岩石採取の認可申請に際しては、通知された採取期間以内での岩石採取計画を作成し、申請を行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成4年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に認可を受けている者が引き続き岩石を採取する場合には、この要領に基づく初回の認可に限り、第2の第4項の規定は適用しない。

附 則

- 1 この要領は、平成7年2月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の特例措置申請については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の特例措置申請については、なお従前の例による。
- 3 この要領施行前に認可されたもののうち、特例措置によらない現認可期間は、全て4年に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の特例措置申請については、なお従前の例による。
- 3 この要領施行前に認可されたもののうち、特例措置によらない現認可期間は、全て4年に読み替えるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行前の特例措置申請については、なお従前の例による。

特 例 措 置 申 請 書

年 月 日

茨城県知事 殿

住 所
氏名又は名称
採石登録番号

岩石採取計画について、岩石採取期間を定める事務処理要領第2の第2項に規定する特例措置を受けたいので、申請します。

記

- 1 岩石採取場の所在地
- 2 岩石採取場の面積
- 3 採取する岩石の種類
- 4 現在の認可期間 年 月 日～ 年 月 日
- 5 希望する採取期間 年間
- 6 その他

備考：申請者は、岩石採取場評価要領に従い予め自己評価を行い、申請の際にはその結果を整理した岩石採取評価表を添付すること。

記 号 第 号
年 月 日

殿

茨城県知事 印

特例措置（可・否）決定通知書

年 月 日付けの申請について審査したところ、下記の認可期間が適当と認められますので、この期間内で岩石採取計画の認可の申請を行ってください。

記

- 1 岩石採取場の所在地
- 2 岩石の採取期間を 年以内とする。
- 3 特例措置を認めない場合の理由（岩石採取期間を定める事務処理要領第4の第1項の規定に基づく短縮措置を含む。）

記 号 第 号
年 月 日

殿

茨城県知事

印

短 縮 措 置 決 定 通 知 書

貴社（殿）は、岩石採取期間を定める事務処理要領第2の第3項に規定する事項に該当しますので、次回における岩石採取期間を 年以内とします。

記

- 1 岩石採取場の所在地
- 2 岩石の採取期間 年 月 日～ 年 月 日（ 力年）
- 3 採取期間を短縮する理由